

滋賀県ため池中長期整備計画 (改定版)

令和5年(2023年)3月

滋賀県農業水利施設アセットマネジメント推進協議会※

< 目次 >

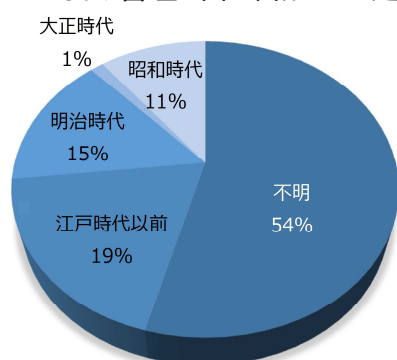
I はじめに	1
1 ため池 [*] の歴史	1
2 ため池の機能・役割	2
II 滋賀県のため池の特徴	3
1 ため池の分布状況	3
III 滋賀県のため池の現状	7
1 近年のため池の被害状況	7
2 ため池整備等の状況	7
3 ため池一斉点検（平成 25 年～平成 27 年実施）	8
4 ため池緊急点検（平成 30 年度）	9
5 ため池ハザードマップの作成	10
6 地震・豪雨耐性評価、劣化状況評価	11
7 高まる地震の発生確率	12
IV ため池中長期整備計画	13
1 基本理念	16
2 基本方針	16
3 施策体系	17
4 計画の期間	19
5 12 年間の整備計画	20
V 防災対策	21
1 防災重点農業用ため池	21
2 特定農業用ため池	22
3 整備の優先度の考え方	23
4 ため池の用途廃止（廃池）	27
5 円滑な防災対策の推進（土地改良法の改正）	28
VI 減災対策	29
1 ため池ハザードマップの整備	29
2 ため池マップの整備	30
3 ため池の低水位管理	31
4 情報連絡体制の整備	32
VII 保全・管理対策	34
1 支援体制の整備	34
2 保全管理体制の整備	35
3 監視体制の整備	37
ため池用語集	39

I はじめに

1 ため池※の歴史

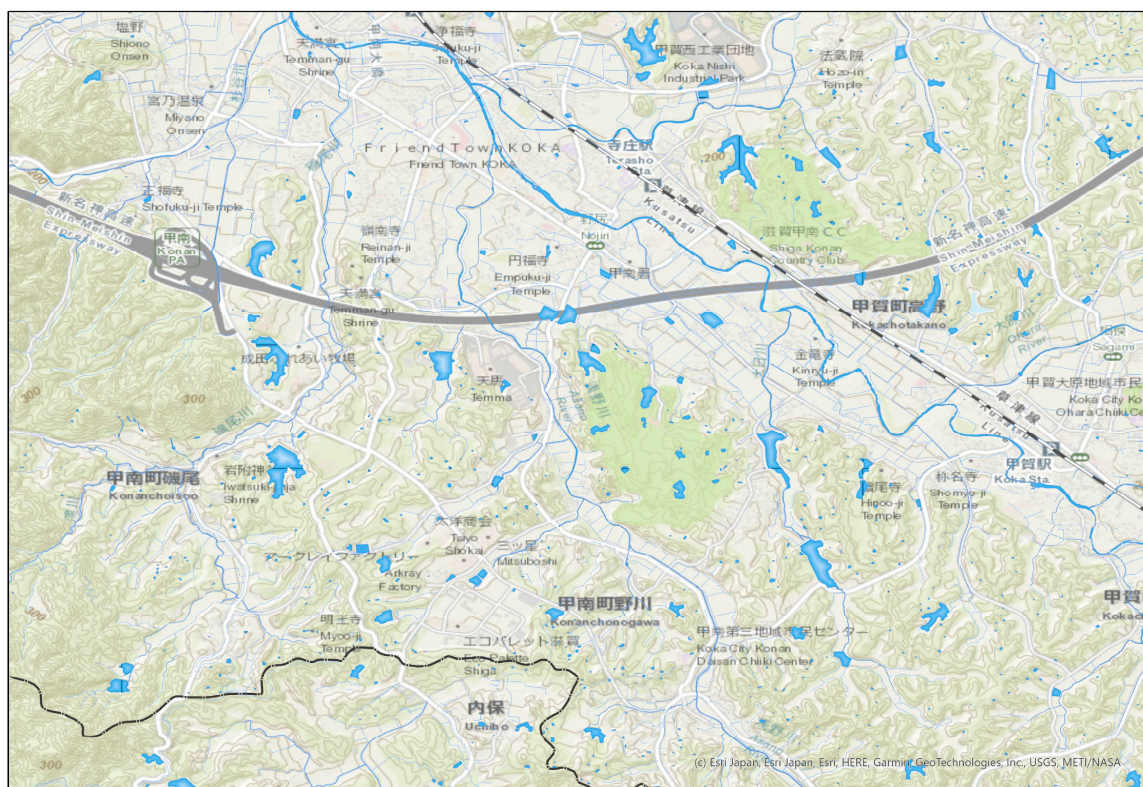
ため池とは、雨が少ない時期でも農業用水として安定して使えるように人工的に築造された貯水池※のことで、稲作を中心とする農業や地域社会の要ともいえる存在です。その歴史は古く、県内で築造が確認できるものは、大和朝廷の時代まで遡り、県内の約7割のため池が、江戸時代以前または築造年代が不明となっています（図 I -1 参照）。なお、本計画でいう『ため池』は、農業用水を貯留・利用するための『農業用ため池』を指しています。

江戸時代に入ると新田開発が進むにつれ、山間地や丘陵地（図 I -2 参照）に水源としてため池が多く築造されるようになり、管理を含め昔からその建設に多くの労力が投入されてきました。



※ 巻末のため池用語集を参照ください。

図 I -1 滋賀県のため池築造年代



出典：地図は国土地理院地図（電子国土 Web）より

図 I -2 県南部の山間地丘陵地に分布するため池群（S=No Scale）

2 ため池の機能・役割

ため池は、農業用水を確保するだけでなく、防火用水など地域用水としても活用されています（表 I -1 参照）。また、豪雨時には雨水を一時的に溜める洪水調節や土砂流出の防止、魚や昆虫類などの生物の生息場所といった多面的な機能を有しており、また、祭りや集落行事の拠点となるなど文化伝承の場となっているものもあります（図 I -3 参照）。

表 I -1 ため池の持つ多面的な機能

○米や野菜を作るための農業用水としての役割	
○洪水調節の役割	○生態系保全の役割
○気候緩和の役割	○防火用水としての役割
○土砂流出防止の役割	○景観形成の役割
○地下水かん養の役割	○親水空間としての役割



図 I -3 ため池の持つ多面的な機能

Ⅱ 滋賀県のため池の特徴

1 ため池の分布状況

ため池は、降水量が少なく、流域の大きな河川に恵まれない地域などで、農業用水を確保するために水を貯え取水ができるよう、人工的に造成された池のことです。ため池は全国に約 15.4 万箇所存在し、特に西日本に多く分布しています。（図Ⅱ-1 参照）。

一方、本県の農業用水源は、約 4 割を琵琶湖に依存しており、ため池については、1 割に満たない状況であり、ため池数は全国では 30 位、近畿地方では最も少ない保有県となっています。

県内のため池はその多くが県南部に位置し（全体の約 9 割）、甲賀地域、大津地域、東近江地域の順に多く分布しており、約 3 割が甲賀地域に集中しています。また、ため池の規模については、貯水量 1 万 m³ 未満のため池が全体の約 7 割を占めていますが、1 km³ 未満の小さいため池が全体の約 3 割に及んでいます。

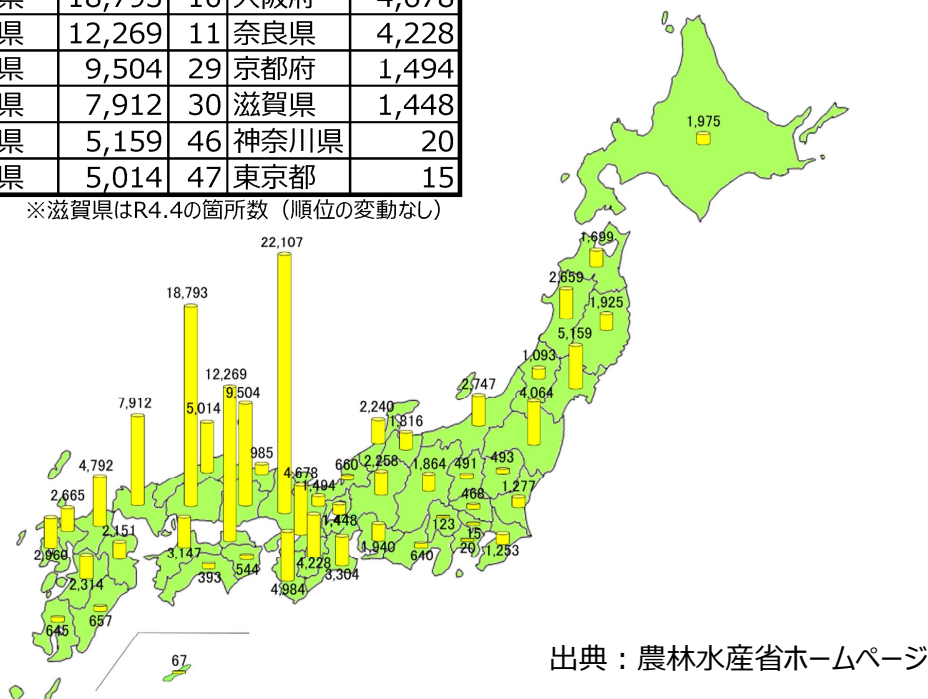
また、県内のため池の約 6 割が 2ha 以上の規模で農地のかんがいに利用されていますが、0.5ha 未満など小さい農地で利用されているため池も約 3 割存在しています。

さらに、ため池の管理者では、集落が約 3 割、個人が約 3 割、農事組合・水利組合等の団体が約 2 割となっており、今後、管理面で人口減少や高齢者の増加などの社会状況の変化に大きく影響されることが懸念されます。

表Ⅱ-1 全国のため池箇所数（抜粋）（R3.12）

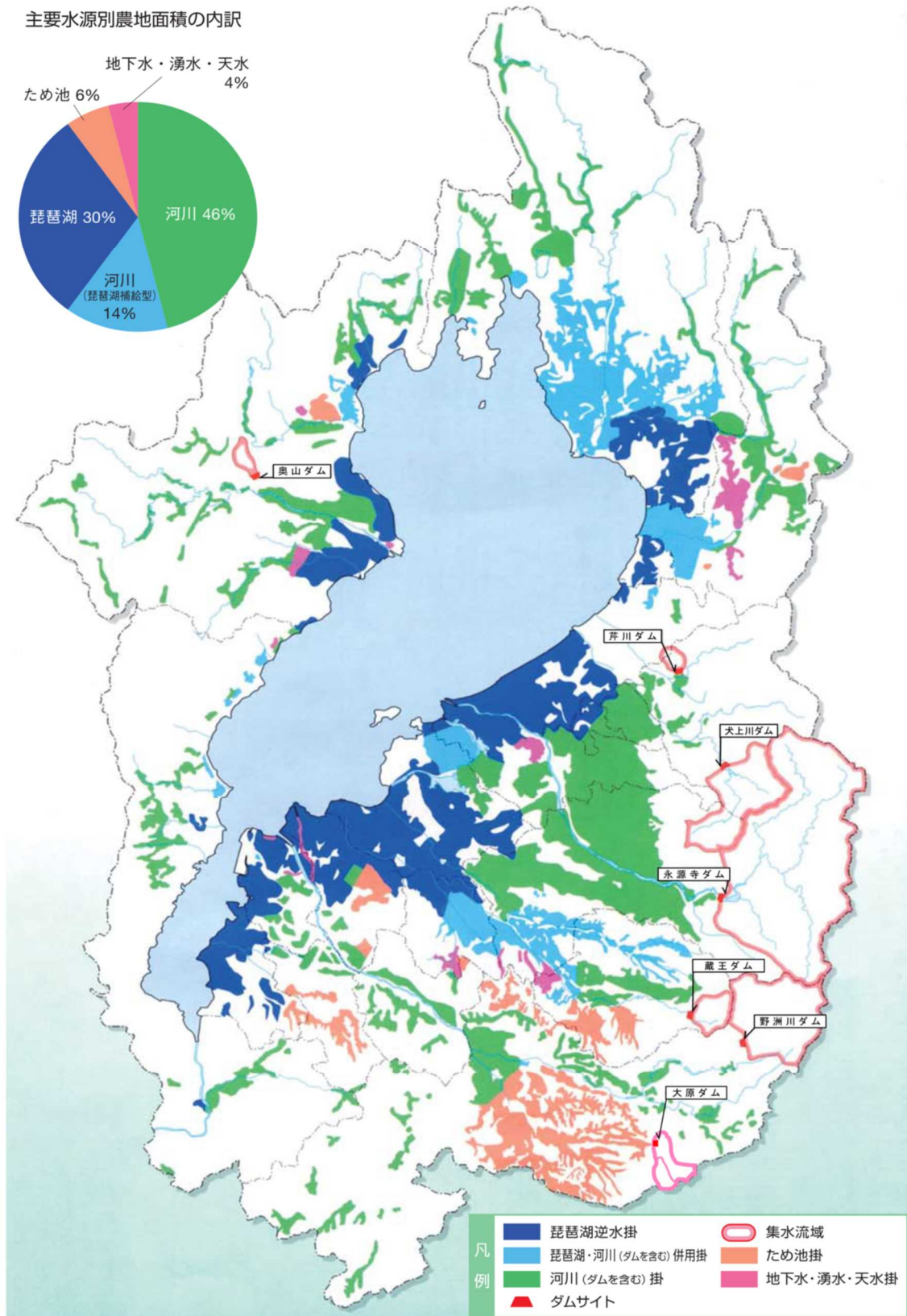
箇所数順		箇所数順		
1	兵庫県	22,107	8 和歌山県	4,984
2	広島県	18,793	10 大阪府	4,678
3	香川県	12,269	11 奈良県	4,228
4	岡山県	9,504	29 京都府	1,494
5	山口県	7,912	30 滋賀県	1,448
6	宮城県	5,159	46 神奈川県	20
7	島根県	5,014	47 東京都	15

※滋賀県はR4.4の箇所数（順位の変動なし）




出典：農林水産省ホームページ

図Ⅱ-1 全国のため池分布状況(R3.12)



出典：しがの農業農村整備

(※ため池掛  はため池の用水を主水源としている受益区域を示す)

図Ⅱ-2 滋賀県の農業用水 水源別依存状況

滋賀県 ため池位置図



- 凡例**
- 市町界
 - 防災重点農業用ため池
 - ため池

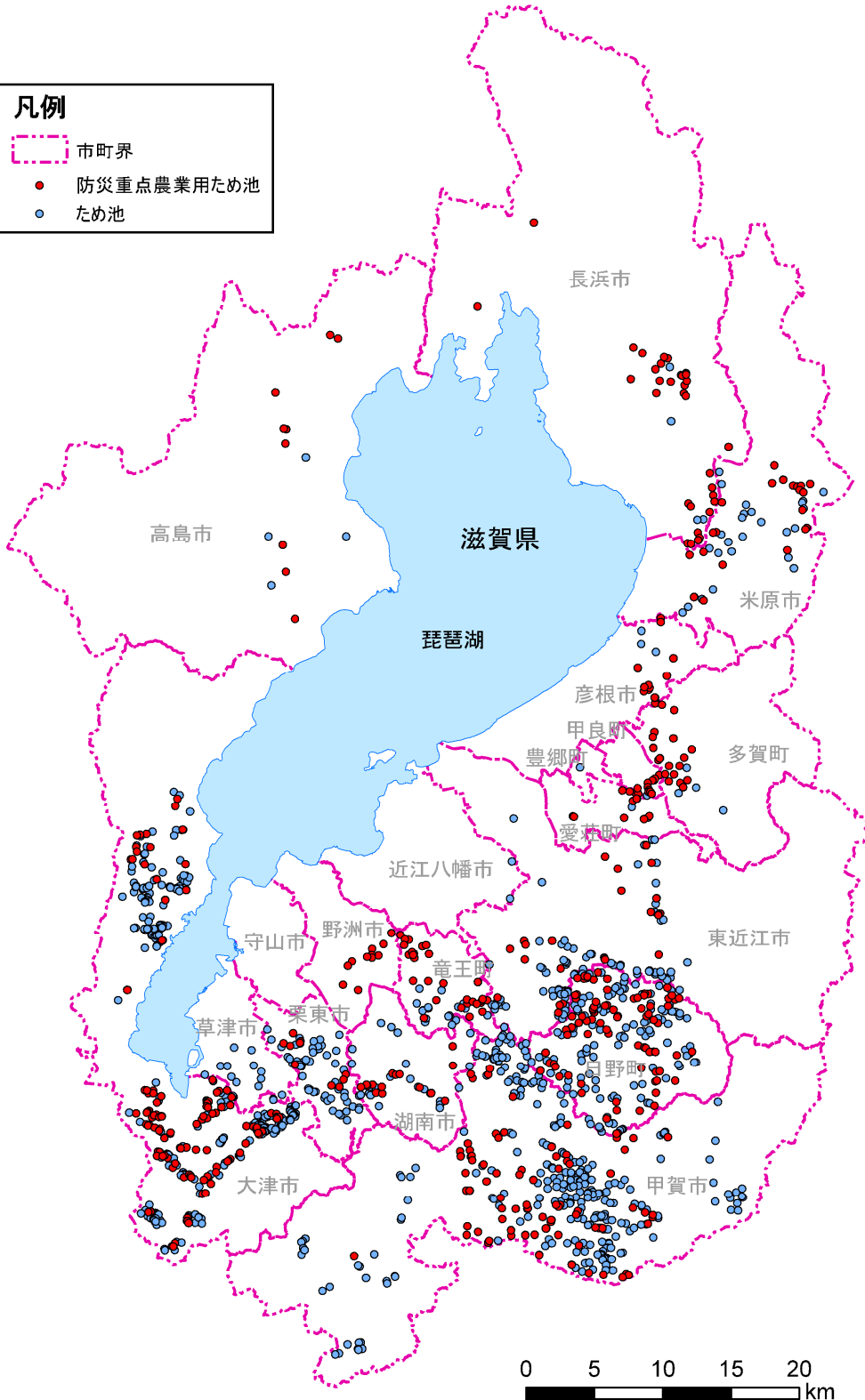


図 II - 3 滋賀県のため池分布(R4.4)

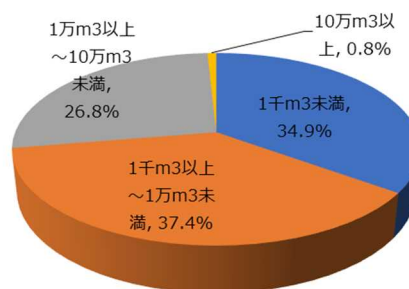
○貯水量別ため池数

貯水量として1千 m^3 以上～1万 m^3 未満のため池箇所数は全体の37.4%となっており、小規模なため池（1千 m^3 未満）も34.9%と多く存在している。

表Ⅱ-2 貯水量別ため池数

項目	箇所数	割合
1千 m^3 未満	506	34.9%
1千 m^3 以上～1万 m^3 未満	542	37.4%
1万 m^3 以上～10万 m^3 未満	388	26.8%
10万 m^3 以上	12	0.8%
合計	1,448	100.0%

出典：滋賀県ため池データベース（R4.4）



図Ⅱ-4 貯水量別ため池数(構成比)

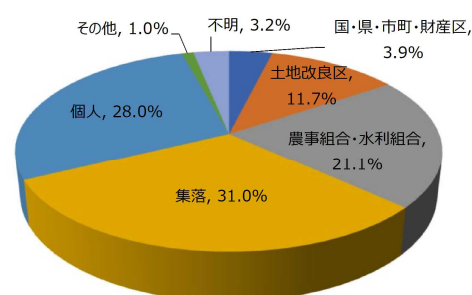
○管理者別ため池数

集落・個人による管理は全体の59.0%となっている。また、農事組合・水利組合等の団体による管理のため池も全体の21.1%と多い。

表Ⅱ-3 管理者別ため池数

項目	箇所数	割合
国・県・市町・財産区	56	3.9%
土地改良区	170	11.7%
農事組合・水利組合	306	21.1%
集落	449	31.0%
個人	406	28.0%
その他	15	1.0%
不明	46	3.2%
合計	1,448	100.0%

出典：滋賀県ため池データベース（R4.4）



図Ⅱ-5 管理者別ため池数(構成比)

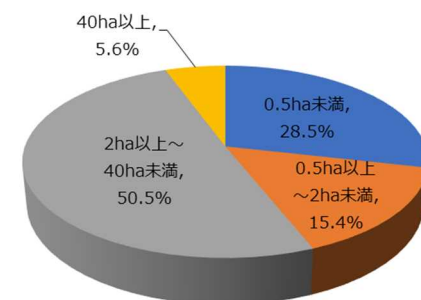
○受益面積別ため池数

受益面積が2ha以上のため池箇所数は全体の56.1%となっている。一方、受益面積が小さい0.5ha未満のため池は28.5%と多くなっている。

表Ⅱ-4 受益面積別ため池数

項目	箇所数	割合
0.5ha未満	413	28.5%
0.5ha以上～2ha未満	223	15.4%
2ha以上～40ha未満	731	50.5%
40ha以上	81	5.6%
合計	1,448	100.0%

出典：滋賀県ため池データベース（R4.4）



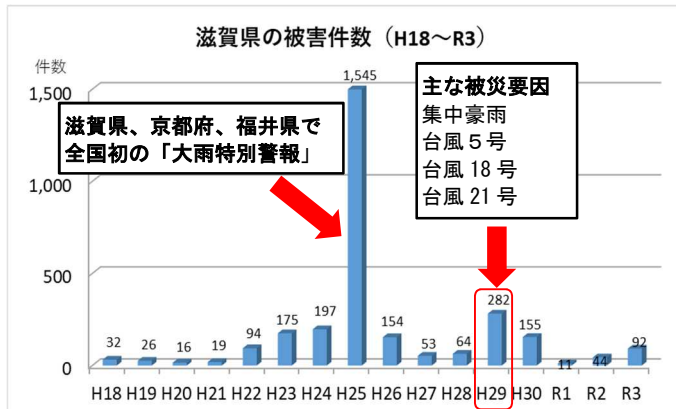
図Ⅱ-6 受益面積別ため池数(構成比)

Ⅲ 滋賀県のため池の現状

1 近年のため池の被害状況

本県は平成 14 年から 23 年までの水害被害額が全国 47 位と自然災害が非常に少ない県でしたが、平成 25 年の台風 18 号では、滋賀県、京都府、福井県で全国初の「大雨特別警報[※]」が発表され、県内でも 12 箇所ある気象観測所のうち 7 箇所を観測史上最大雨量(24 時間)が記録されるなど、県内各地で多くの被害が発生しました(図Ⅲ-1 参照)。また、平成 29 年には台風 5 号、18 号、21 号が日本列島に上陸し、特に台風 21 号豪雨では県内のため池が 13 箇所被害を受け、うち 1 箇所です堤体[※]が決壊[※]し下流の農地や農業施設、家屋などが被災しました(図Ⅲ-2 参照)。

このように、近年、集中豪雨や台風が頻発し、本県の農業・農村に多くの被害を与えているなど、災害リスクが高まっています。



図Ⅲ-1 近年の県内農地・農業用施設の被害状況



図Ⅲ-2 H29 台風 21 号によるため池堤体の決壊

2 ため池整備等の状況

本県のため池の多くは、造成後 100 年以上が経過し、草木が繁茂するなど日常管理が十分に行われていない、または利用されていないため池が多数見受けられるなど、災害の要因になることが懸念されます(図Ⅲ-4 参照)。



図Ⅲ-3 整備済ため池

芹川堰堤 R3.12 完成(多賀町)

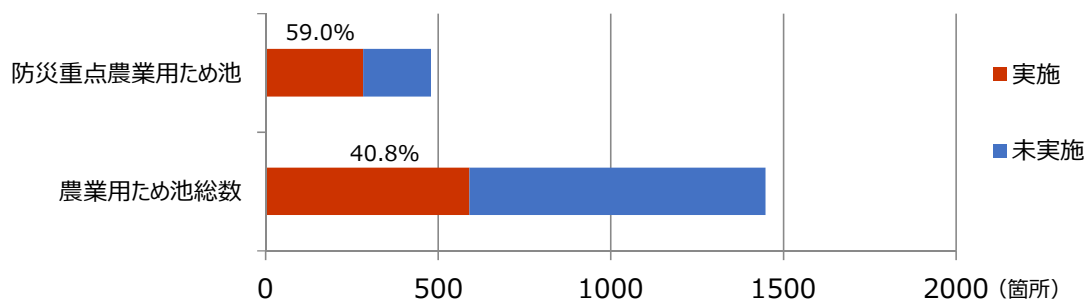


図Ⅲ-4 管理が十分でないため池(例)

堤体の遮水シートが破損し、草が繁茂している。

一方で、昭和 45 年度から令和 3 年度までに改修したため池は、改修規模や内容（全面改修、部分的改修）のいかんにかかわらず、防災重点農業用ため池^{*}で 283 箇所、改修率 59.0%(283 箇所/480 箇所)、ため池全体では 591 箇所、改修率 40.8%(591 箇所/1,448 箇所)となっています（図Ⅲ-5 参照）。

年度別の改修状況は、平成 19 年度までは毎年約 15 箇所の改修工事が行われていましたが、近年は非常に少ない状況となっています。



図Ⅲ-5 ため池の改修率

(改修されたため池全てが最新の基準を満たしているものではありません)

3 ため池一斉点検（平成25年～平成27年実施）

平成 2 3 年に発生した東日本大震災では、福島県内のため池が決壊し人命が失われるなど、甚大な被害が発生しました。このため、農林水産省は都道府県に対し、ため池の全国一斉点検を行うよう要請し、本県では決壊した場合に農地や家屋に被害を及ぼすおそれがある 1,019 箇所（うち防災重点農業用ため池 424 箇所）を対象に平成 25 年度から 27 年度にかけて目視や文献等による点検を実施しました（表Ⅲ-1 参照）。

具体的には、ため池の外形的な状況や周辺環境を調査し、過去の豪雨や地震により被害を受けたため池との類似性から整備の要否を判断する詳細調査の優先度を判定しました。

豪雨に対する判定は、ため池の構造、周辺環境、影響度、依存度、立地条件に係る項目を数値化して、詳細な調査を行う優先度を判別し、地震に対する判定は、ため池の属性、堤体諸元、影響度、依存度、立地条件に係る項目を数値化して、詳細な調査を行う優先度を判別しています。

この結果、豪雨による判定で詳細調査の優先度が高いと判定されたため池が 38 箇所、地震による判定で詳細調査の優先度が高いと判定されたため池が 205 箇所、全体で 240 箇所（うち防災重点農業用ため池 144 箇所）のため池が詳細な調査の優先度が高いと確認されました。

表Ⅲ-1 ため池一斉点検結果

市町名	一斉点検実施ため池数 (H25～H27実施)		一斉点検の結果、詳細な調査の優先度が高いため池					
	全体	防災重点 ため池	全体	左記のうち 防災重点 農業用ため池	豪雨	左記のうち 防災重点 農業用ため池	耐震	左記のうち 防災重点 農業用ため池
大津市	162	70	40	26	2	0	38	26
草津市	24	0	15	0	0	0	15	0
栗東市	33	10	7	4	0	0	7	4
守山市	0	0	0	0	0	0	0	0
野洲市	12	12	5	5	1	1	4	4
大津・南部	231	92	67	35	3	1	64	34
甲賀市	245	70	45	21	18	2	28	20
湖南市	31	16	8	5	2	0	7	5
甲賀	276	86	53	26	20	2	35	25
近江八幡市	2	0	0	0	0	0	0	0
東近江市	128	26	28	10	1	0	27	10
日野町	175	80	44	33	7	0	37	33
竜王町	44	31	17	16	1	1	16	15
東近江	349	137	89	59	9	1	80	58
彦根市	22	19	2	1	1	0	1	1
愛荘町	10	9	1	1	0	0	1	1
豊郷町	1	0	1	0	0	0	1	0
甲良町	12	10	3	3	0	0	3	3
多賀町	16	11	6	5	0	0	6	5
湖東	61	49	13	10	1	0	12	10
長浜市	40	31	6	6	2	2	4	4
米原市	44	20	7	4	1	1	6	3
湖北	84	51	13	10	3	3	10	7
高島市	18	9	5	4	2	1	4	4
高島	18	9	5	4	2	1	4	4
合計	1019	424	240	144	38	8	205	138

4 ため池緊急点検（平成30年度）

平成30年7月豪雨[※]では全国各地で甚大な被害が発生し、特にため池が決壊し人命が奪われるなど、大きな被害が発生しました。

今後の豪雨や台風等に備えることを目的に、下流に影響を及ぼすおそれのあるため池を対象に農林水産省から都道府県に対し、緊急点検を実施するよう要請がありました。

本県では、県内のため池 1,551 箇所（H30）を対象に市町、滋賀県土地改良事業団体連合会（以下、「県土連」という。）、土地改良区と県が連携して緊急点検を実施しました。

○点検結果

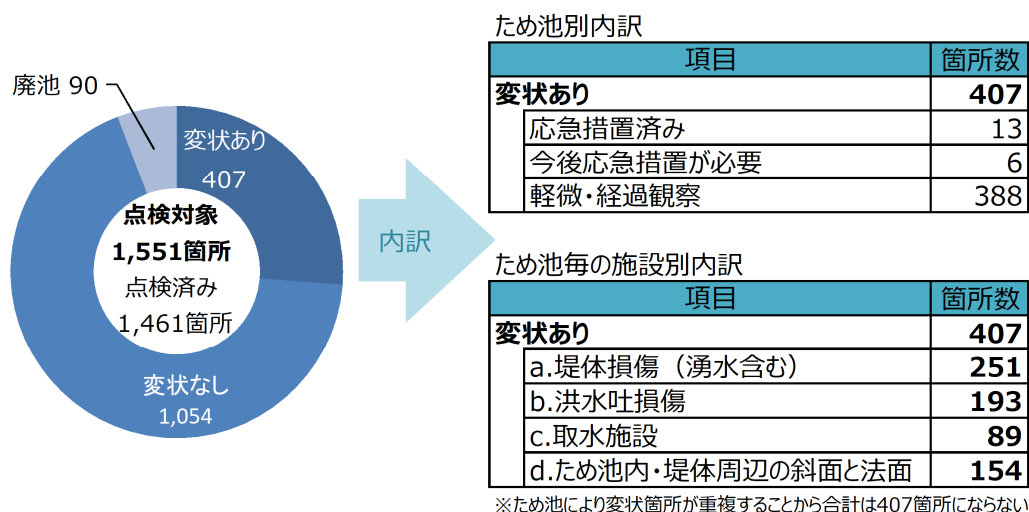
ため池は水を貯める「堤体[※]」、貯水する以上の水を安全に流下するための「洪水吐[※]」、かんがい用

水を取り入れるための「取水施設^{*}」などから構成されており、これらを点検しました。

堤体損傷(湧水含む)や洪水吐損傷、取水施設損傷、ため池内・堤体周辺の斜面と法面の損傷が認められるなど、何らかの変状のあるため池が、点検済み 1,461 箇所のうち 407 箇所で見られ、特に堤体法面の陥没や亀裂、湧水や浸食など堤体に変状があったため池が 251 箇所と 6 割を超えており、堤体の老朽化が進行していることが再確認できました(図Ⅲ-6 参照)。

また、応急措置が必要と判断されたため池 6 箇所については、ただちに堤体等の安全性を確保するため、水位低下による低水管理や、土のうによる崩落箇所の拡大防止などの応急措置の対応を市町やため池の管理者(所有者を含む。以下、「管理者等」という)が講じることで被災リスクの低減が図れました。

管理面でも、草木が繁茂するなど日常管理が十分行われていない、または利用されていないため池が多数あり、保全管理体制の強化が課題であることが判明しました。

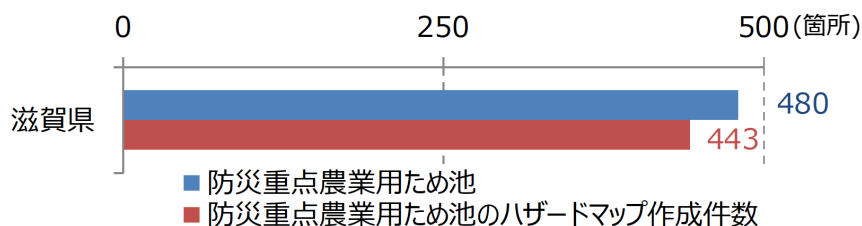


図Ⅲ-6 平成 30 年度 ため池緊急点検結果概要

5 ため池ハザードマップの作成

災害が発生し、ため池が決壊した場合などに、周辺の住民等が迅速かつ安全に避難するための資料として有効なため池ハザードマップについては、平成 27 年度より県内各市町で順次作成され、令和 3 年度末で防災重点農業用ため池で 92.3% (443 箇所/480 箇所) となっています(図Ⅲ-7 参照)。

なお、作成されたため池ハザードマップは、各市町のホームページへの掲載、また各戸配布や公民館等に掲示するなど、全て公表されています。



図Ⅲ-7 県内におけるため池ハザードマップの作成状況 (R4.3)

6 地震・豪雨耐性評価、劣化状況評価

滋賀県ため池中長期整備計画による対策が開始された令和元年度以降、防災重点農業用ため池を対象（廃池※予定を除く）として地震・豪雨耐性評価、劣化状況評価を実施しています（表Ⅲ-2 参照）。

（1）地震・豪雨耐性評価※

地震耐性評価については258箇所を実施し、防災工事が必要なため池は141箇所（約5割）となっています。また、豪雨耐性評価については363箇所を実施し、防災工事が必要なため池は199箇所（約5割（洪水吐の能力不足114、余裕高不足193））となっています。

（2）劣化状況評価※

劣化状況評価については142箇所を実施し、老朽化対策の必要性があるため池が40箇所（3割（堤体18、洪水吐6、取水施設等22））となっています。

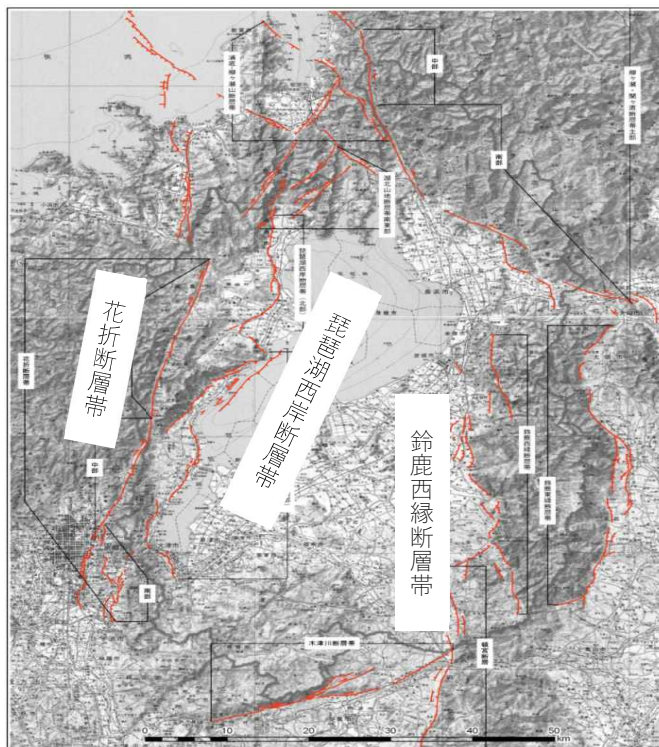
表Ⅲ-2 地震・豪雨耐性評価、劣化状況評価実施内訳(R4.3)

期 間	地震耐性評価		豪雨耐性評価		劣化状況評価		要防災工事
	(箇所)	要防災工事	(箇所)	要防災工事	(箇所)	要防災工事	
前期：R3年度まで	258	141	363	199	142	40	284
中期：R4年～7年度	124	未確定	89	未確定	310	未確定	未確定
後期：R8年～12年度	70	未確定	0	0	0	0	未確定
合計※	452	141	452	199	452	40	284

※廃池予定を除いた防災重点農業用ため池の合計（R4.3）

7 高まる地震の発生確率

本県には、図Ⅲ-8 に示す3箇所の地震発生確率の高い琵琶湖西岸断層帯(M7.1程度：相対的評価「高い」)や花折断層帯(M7.3程度：相対的評価「やや高い」)、鈴鹿西縁断層帯(M7.6程度：相対的評価「やや高い」)等を有するとともに、南海トラフの地震発生確率も高い状況となっています。



出典：滋賀県地域防災計画（震災対策編）

図Ⅲ-8 滋賀県内の断層帯位置図

IV ため池中長期整備計画

近年、全国的にため池の決壊等による被害が発生しています。平成 23 年の東日本大震災や、平成 30 年 7 月に発生した西日本を中心とする豪雨によりため池が決壊し、尊い命が奪われるなど大きな被害を及ぼしました。令和に入っても、東日本台風で関東や東北地方で防災重点農業用ため池が 12 箇所決壊するなど甚大な被害が発生しています。

このような状況の中で、平成 30 年に農林水産省では省内にため池対策検討チームが設置され、防災重点農業用ため池の選定の考え方の見直しや、緊急時の迅速な避難行動につなげる対策、施設機能の適切な維持、補強に向けた対策について検討され、平成 30 年 11 月に「平成 30 年 7 月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方」として取りまとめられました。令和元年 7 月には、ため池の農業用水を供給する本来の機能が発揮されつつ、ため池の適正な管理、保全が行われ、決壊による被害を防止することを目的とした「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」(以下「ため池管理保全法」という)が施行されました(表IV-1)。また、令和 2 年 10 月には、防災重点農業用ため池に係る防災工事等を集中的かつ計画的に推進することを目的として「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」(以下「ため池工事特措法」という)が施行されました(表IV-2)。

一方、本県においては、平成 29 年台風 21 号でため池が決壊し下流地域の農地や建物に被害を与えるなどこれまでにない事案が発生しており、国からの要請を受けて平成 30 年 8 月に実施したため池緊急点検では、点検したため池の約 3 割で施設の損傷が発見されるなど施設の老朽化の進行を確認することとなりました。また、地震についても、本県は発生確率の高い琵琶湖西岸断層帯や花折断層帯、鈴鹿西縁断層帯等を有しています。このように災害リスクの高まりに合わせ、ため池の下流部にある農村集落においては都市化や混住化が進み、ため池の決壊による県民に与える影響はこれまで以上に大きくなっています。しかし、本県のため池の整備状況は、人命や財産に影響を与える可能性が高い防災重点農業用ため池においては約 6 割と十分ではなく、ため池の補強、改修対策は喫緊の課題となっています。

今後の取組にあたっては、「ため池管理保全法」および「ため池工事特措法」に基づく措置を着実に推進し、農村地域の暮らしの安全・安心を確保するため、ため池の持つ特性を踏まえ、市町、県土連、土地改良区、県等が連携して「滋賀県ため池中長期整備計画」を策定することで、ため池の防災・減災対策を計画的に推進することが必要です。

しかしながら、すべての自然災害リスクに対して施設整備だけで対応することは、整備に要する費用の負担や完成までに時間を要することを考えると現実的ではありません。また、災害には、発生時に迅速・的確な避難を行うなど被害の低減を図ることも非常に重要な取り組みとなります。

このため、ため池整備の優先度の考え方を明らかにしながらハード対策を効率的に実施しつつ、迅速かつ安全に避難するためのため池ハザードマップの整備や、対策工事を実施する間の対応として低水位管理の実施、ため池の監視・管理・体制や支援体制の強化などのソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策を推進します。

表IV-1 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」の概要

(1) 目的	
農業用ため池について、その適正な管理及び保全に必要な措置を講ずることにより、農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護し、もって農業の持続的な発展と国土の保全に資することを目的とする。	第1条
(2) ため池の届出	
① ため池の設置及び廃止について、所有者（既存の農業用ため池については、所有者又は管理者）に県知事への届出を義務付ける。	第4条第1項、 第4条第2項
② 県知事は、ため池に関するデータベースを整備し、公表するものとする。	第4条第3項
③ ため池の管理者等は、当該ため池の機能が十分に発揮されるよう適正な管理に努めなければならないものとする。	第5条
④ 県知事は、ため池の管理上必要な措置が行われていないときは、管理者等に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。	第6条
⑤ 県知事は、市町長と協力して、必要な立入調査を行うことができる。	第18条
(3) 特定農業用ため池[*]の指定	
① 県知事は、決壊による水害等の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるため池を特定農業用ため池として指定することができる。	第7条
② 特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある土地の掘削等の行為について、県知事の許可制とする。	第8条
③ 市町長は、特定農業用ため池について、災害時の避難に関する印刷物配布等の措置を講ずるよう努めるものとする。	第12条
(4) 特定農業用ため池の防災工事の施行	
① 特定農業用ため池の防災工事（施設の廃止工事を含む。）について、管理者等に県知事への工事計画の事前届出を義務付ける。	第9条
② 管理者等が必要な工事を実施しない場合や、工事内容が不適切な場合には、県知事が防災工事の施行に関する命令及び代執行を行うことができる。	第10条、 第11条
(5) 裁定による特定農業用ため池の管理	
市町長は、特定農業用ため池の管理上必要な措置が行われていない場合であって、所有者（共有の場合は持分の過半を有する者）を確認することができないときは、県知事の裁定により、施設管理権を取得することができる。	第13条～ 第17条

表IV-2「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の概要

(1) 目的	
<p>防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等基本指針の策定、防災重点農業用ため池の指定、防災工事等推進計画の策定及び国の財政上の措置等について定めることにより、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。</p>	第1条
(2) 定義（防災工事等）	
① 防災工事とは、農業用ため池の決壊を防止するために施行する工事（廃止工事を含む）をいう。	第2条
② 劣化状況評価とは、防災工事の必要性についての判断に資するために行う劣化による農業用ため池の決壊の危険性の評価をいう。	
③ 地震・豪雨耐性評価とは、防災工事の必要性についての判断に資するために行う地震又は豪雨による農業用ため池の決壊の危険性の評価をいう。	
(3) 基本指針	
農林水産大臣は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、防災工事等基本指針を策定する。	第3条
(4) 防災重点農業用ため池の指定	
県知事は、基本指針に基づき、防災重点農業用ため池を指定できる。	第4条
(5) 推進計画	
<p>県知事は、防災重点農業用ため池を指定したときは、基本指針に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、防災工事等推進計画を策定する。</p> <p>【内容】</p> <p>① 防災工事等の推進に関する基本的方針</p> <p>② 劣化状況評価の実施に関する事項</p> <p>③ 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項</p> <p>④ 防災工事の実施に関する事項</p> <p>⑤ 市町村との役割分担及び連携に関する事項 等</p>	第5条
(6) 県の援助	
<p>県は、推進計画に基づく防災工事等の実施者に対し、技術的な指導、助言等の援助に努めるものとする。</p> <p>土地改良事業団体連合会に対し、必要な協力を求めることができる。〔ため池サポートセンター〕</p>	第6条
(7) 国の財政上の措置	
国は県の推進計画に基づく事業や援助の実施に要する費用について、必要な財政上の措置を講ずるものとする。	第7条

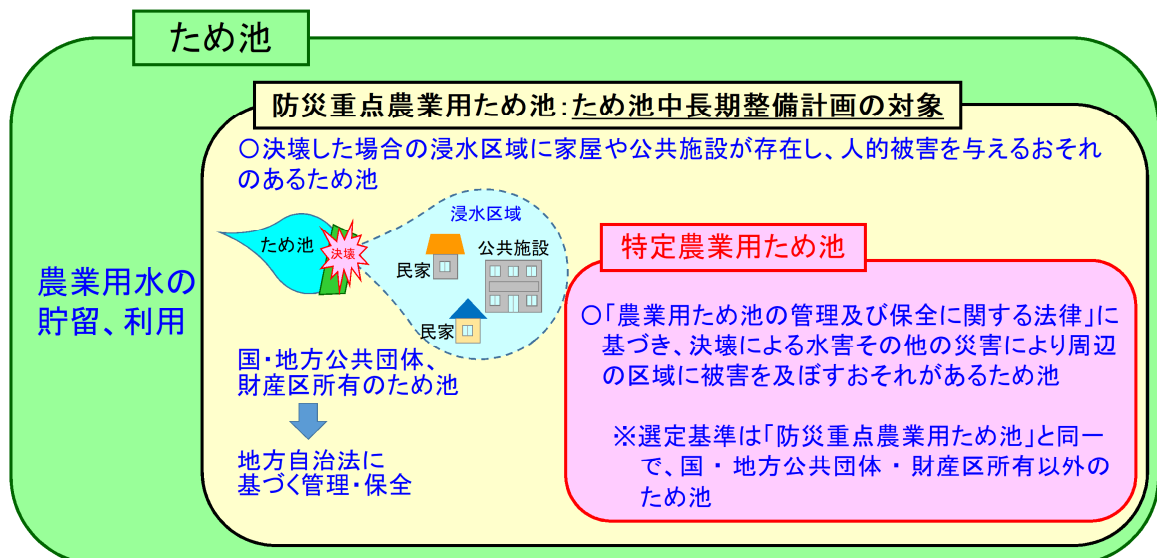
1 基本理念

農村地域の暮らしの安全・安心の確保

～ ソフト対策とハード対策を組み合わせ、関係者が
一体となった総合的な防災・減災対策の推進 ～

2 基本方針

- (1) 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づく措置を着実に推進する。
- (2) 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の趣旨を踏まえ、国の財政支援を積極的に活用しながら、防災重点農業用ため池に係る防災工事等を集中的かつ計画的に推進するため、令和 12 年度までの「滋賀県ため池中長期整備計画」を策定する。
- (3) 管理者等と市町、県土連、土地改良区、県等との連携のもと、防災・減災対策を推進する。
- (4) ため池の適正な保全更新対策、監視・管理体制の強化など、ソフト対策とハード対策を組み合わせた計画的で総合的な防災・減災対策を推進する。
- (5) 地震・豪雨耐性評価や劣化状況評価の結果を踏まえ、ため池整備の優先度の考え方を明らかにしつつ、地域の実情を考慮するなど総合的に判断し効果的な対策を推進する。
- (6) 地域の危機管理体制を強化するため、防災重点農業用ため池のため池ハザードマップの情報を共有するなど、地域の防災意識を高める。



図IV-1 ため池の区分

3 施策体系

ため池の防災・減災対策については、施設の改修・補強対策などの「防災対策」とため池ハザードマップの整備などの「減災対策」、施設の適正な保全管理を行う「保全・管理対策」とを、地域の実情を踏まえながら有効に組み合わせ、「日常管理」⇒「ため池の詳細調査(点検)」⇒「計画策定」⇒「施設整備」のアセットマネジメントサイクル（図IV-2 参照）を重視し取り組みます。

なお、本計画でいうアセットマネジメントとは、農業水利施設（ため池）を資産としてとらえ、効率的・効果的な維持管理手法の総称として用いています。

（1）防災対策

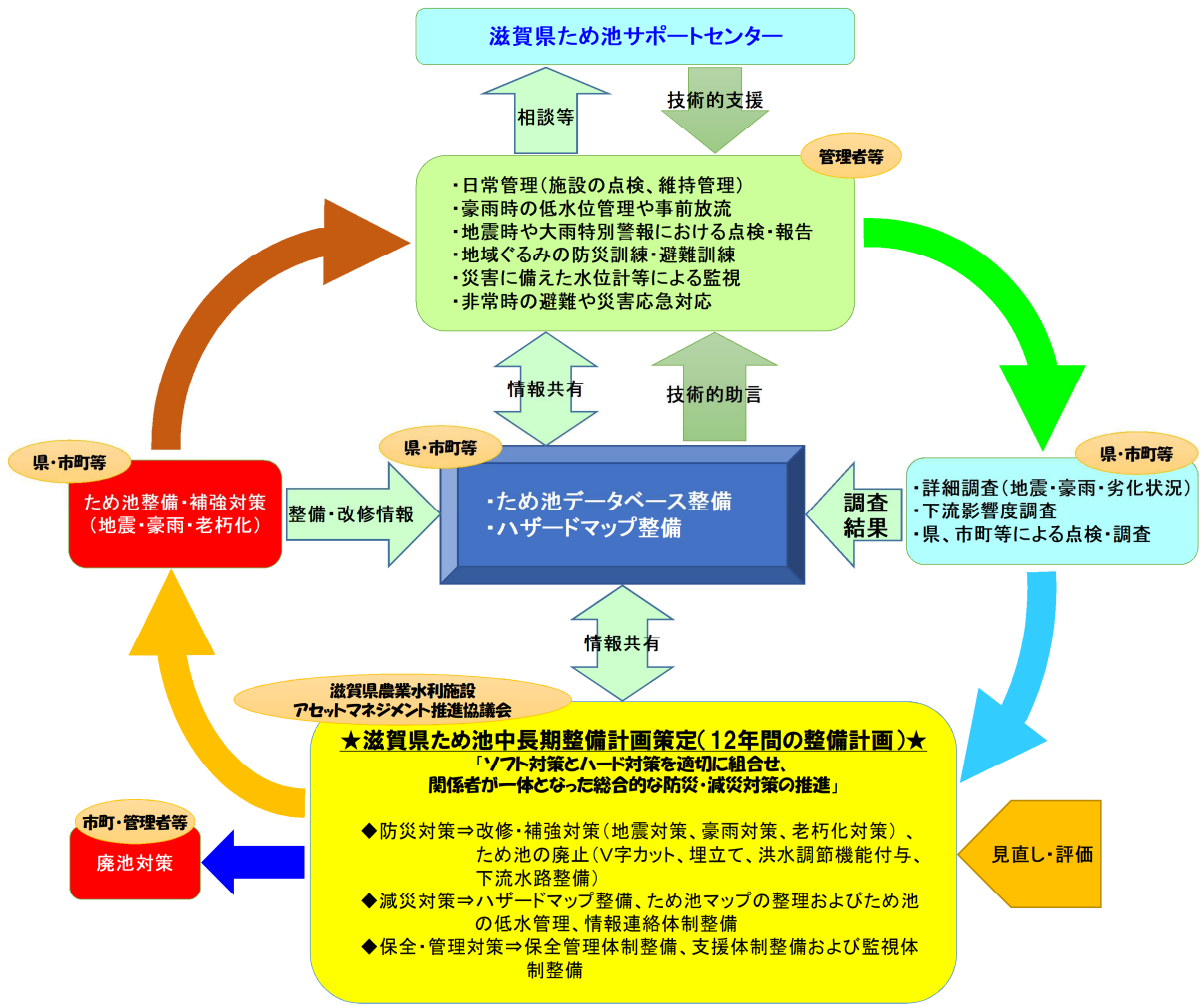
- ・ 地震対策（堤体の補強、液状化対策など）、豪雨対策（洪水吐の改修、堤体かさ上げ）、老朽化対策（堤体の漏水対策、付帯施設の補修・補強）など、ため池の地震・豪雨耐性評価や劣化状況評価を踏まえ、地域の実情に応じた効果的な対策を実施します。
- ・ 特定農業用ため池については、県・市町・ため池管理者等の関係者が連携し、施設機能の維持・強化を図り防災対策を強力に推進します。
- ・ 特に、管理上必要な措置を講じていない場合や必要な防災工事を実施しない場合などには、「ため池管理保全法」に基づき防災工事の施行に関する命令や代執行の措置を検討します。
- ・ 農業上の利用度が低い、老朽化が著しく決壊等の危険度が高い、適正な管理が困難なため池は、地域の実態を踏まえ、統合・廃止、必要に応じ代替え水源の確保や洪水調節機能を付与した廃池の検討を進めます。
- ・ 土地改良法の改正を踏まえ、急施の防災事業の実施に係る農家の費用負担の軽減や、土地改良事業団体連合会への委託により不足する技術職員の補完などにより、円滑な防災対策を推進します。

（2）減災対策

- ・ ため池ハザードマップの整備、低水位管理（洪水や豪雨前の事前放流など）、ため池マップの作成等に取り組み、これらを確実に実行するための情報連絡体制整備を進めます。
- ・ 緊急時の迅速な避難行動につなげるため、ため池ハザードマップやため池マップなどの防災上必要な情報を公表します。
- ・ ため池ハザードマップを活用した地域での防災訓練の実施やため池サポートセンターによる啓発活動など、地域住民の防災意識の向上を図る取り組みを強化します。

（3）保全・管理対策

- ・ 県、市町、県土連が連携して定期的なため池の状況を把握し、適時適切な措置が講じられるよう、ため池の適正な管理・保全に関する支援体制を整え、リスク管理の向上を図ります。
- ・ 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策[※]や集落単位の共同活動等と連携しながら継続的な保全管理、防災力の向上に向けた取組を強化する保全管理体制を整備します。
- ・ ICT[※]などの新技術を活用した戦略的な保全管理施設・機器の導入を推進します。



図IV-2 ため池のアセットマネジメントサイクル

4 計画の期間

本計画の期間は、「ため池工事特措法（令和 12 年度までの時限立法）」との整合を図り、令和元年度から令和 12 年度までの 12 年間とします。また、ため池を取り巻く情勢の変化や地域の実情、整備の進捗状況、新たに実施する調査結果などに柔軟に対応するため、前期、中期、後期の 3 つの期間に区分し、それぞれの最終年度の翌年に評価や計画の見直し等を実施します（表Ⅳ-3、図Ⅳ-3 参照）。

○計画期間

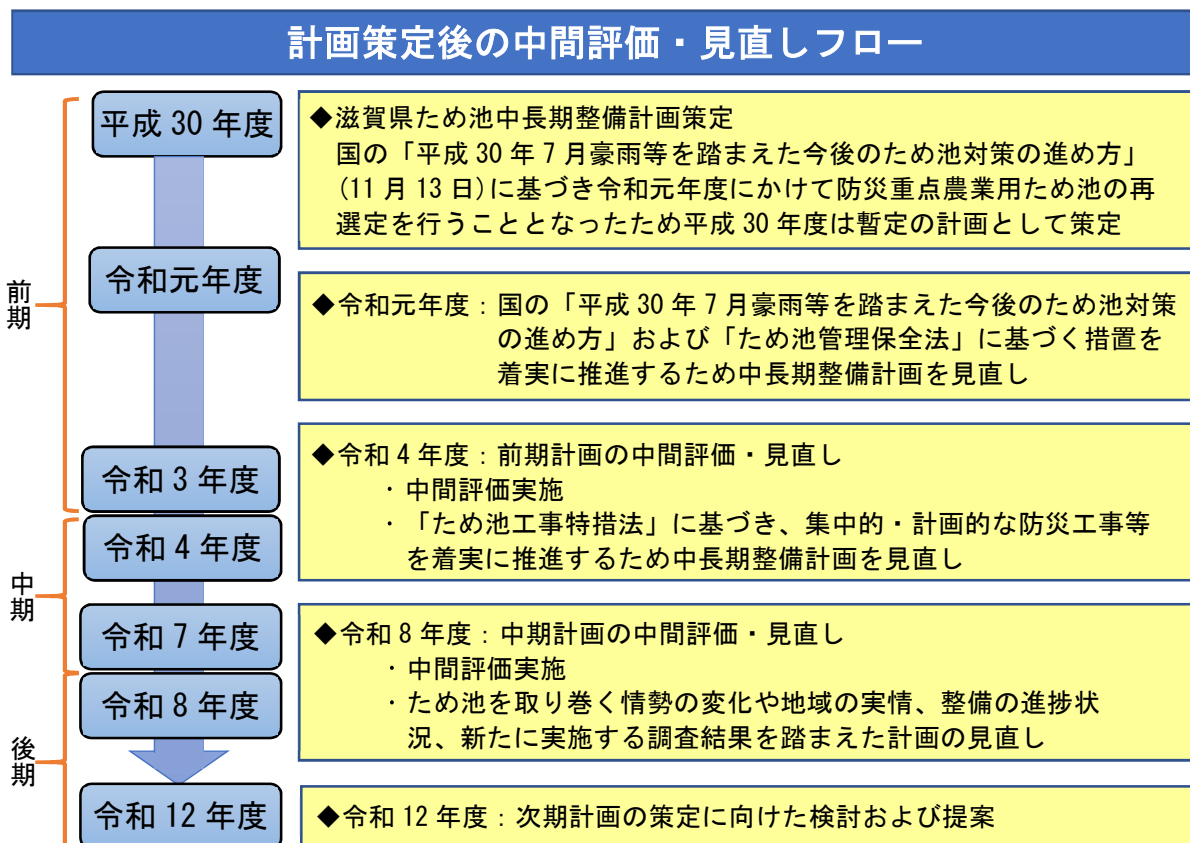
前期：令和元年度(2019 年)～令和 3 年度(2021 年)

中期：令和 4 年度(2022 年)～令和 7 年度(2025 年)

後期：令和 8 年度(2026 年)～令和 12 年度(2030 年)

表Ⅳ-3 ため池中長期整備計画 12 年間のスケジュール ■：実施年度

和暦	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
西暦	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
○前期 (中間評価・見直し)	■	■	■									
○中期 (中間評価・見直し)				■	■	■	■					
○後期 (見直し)								■	■	■	■	■

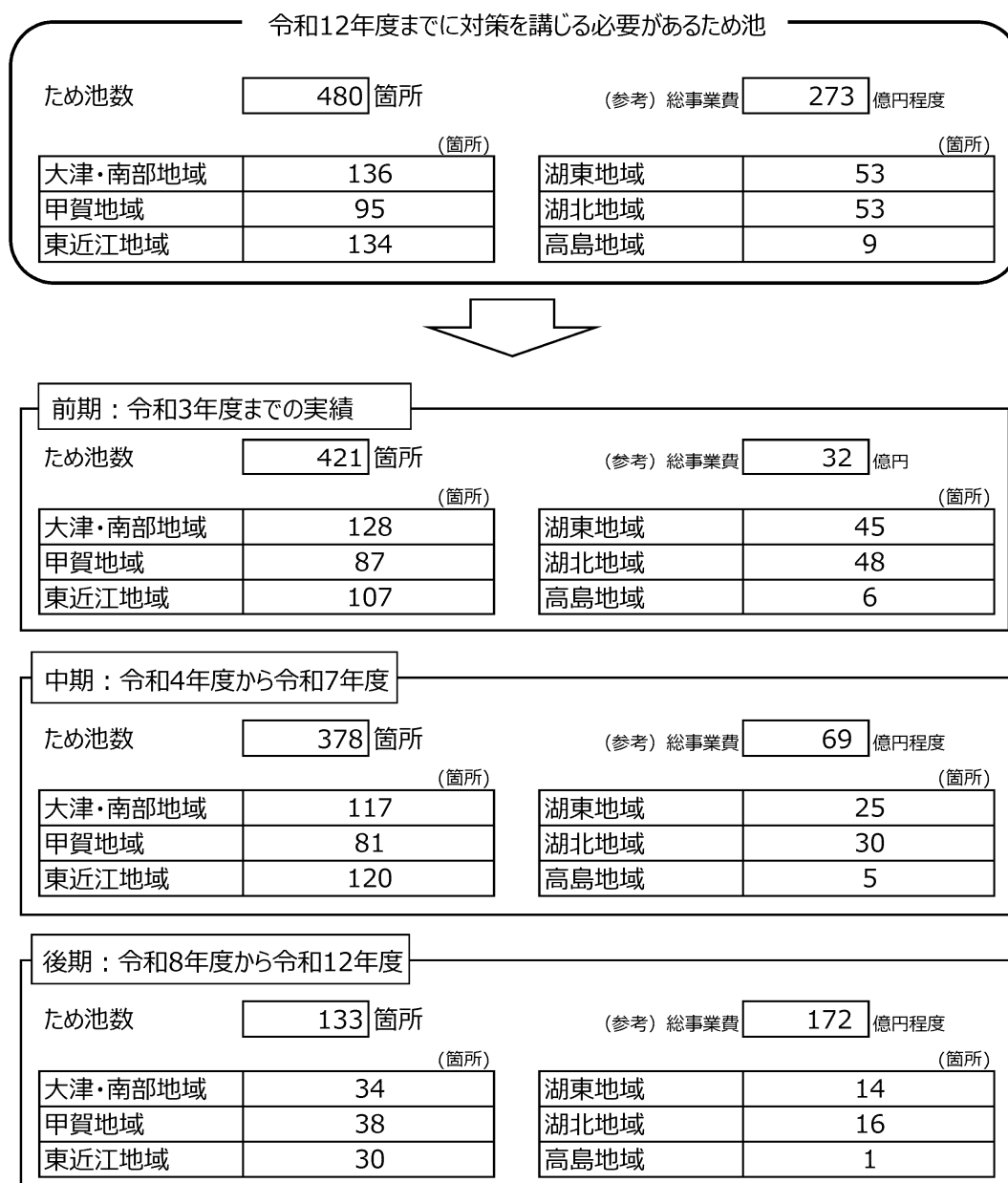


図Ⅳ-3 ため池中長期整備計画 12 年間のスケジュール

5 12年間の整備計画

ため池整備の基本方針をもとに令和12年度までに対策を講じるため池の箇所数を整理します。講じる対策とは、ため池調査(地震耐性評価、豪雨耐性評価、劣化状況調査)、ため池整備(事業計画策定、整備工事)、ため池ハザードマップの整備、廃池対策を想定しています。

整備計画については、農村地域の暮らしの安全安心の確保に向け、必要な対策が早期に講じられるよう管理者等との協議を重ね、ため池の現状を踏まえつつそれぞれの最終年度の翌年に計画の見直しを行います。



- ※1：期別のため池数は、1箇所のため池で異なる事業を複数期で実施するため、全体数と合致しない。
 ※2：中期・後期の(参考)総事業費は市町が作成した整備計画をもとに、堤体や付帯施設全体を改修する場合を想定し算出しており、事業実施時の詳細設計により変更が生じるものである。
 また、当該事業費が確保されているものではない。

図IV-4 12年間の実績と整備計画